

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続            (1)～(2) (略)            (3) 電子承認・割当・確認情報の内容の訂正の申請                ①～⑥ (略)                ⑦ 輸入規則第2条の2第5項の規定により交付された電子申請に係る輸入承認証又は輸入割当て証明書の内容の訂正については、輸入割当ての内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第18号）、輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）又は輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）に定めるところによるものとし、<u>15(2)①</u>の規定により交付された電子申請に係る確認書の内容の訂正又は変更は、原則として、できないものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 一般包括許可、<u>特別一般包括許可</u>又は特定包括許可に係る電子申請の手続            (1) 一般包括許可の電子申請                ① 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号、輸出注意事項17第7号。以下「包括許可取扱要領」という。）に係る一般包括輸出・<u>役務（使用に係るプログラム）取引許可</u>又は一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。                ② 申請者本人（法人の場合は、代表権を有する者に限る。以下、8及び<u>17</u>において同じ。）は、専用電子計算機に備えられた</p>	<p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続            (1)～(2) (略)            (3) 電子承認・割当・確認情報の内容の訂正の申請                ①～⑥ (略)                ⑦ 輸入規則第2条の2第5項の規定により交付された電子申請に係る輸入承認証又は輸入割当て証明書の内容の訂正については、輸入割当ての内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第18号）、輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）又は輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）に定めるところによるものとし、<u>13(2)①</u>の規定により交付された電子申請に係る確認書の内容の訂正又は変更は、原則として、できないものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続            (1) 一般包括許可の電子申請                ① 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号、輸出注意事項17第7号。以下「包括許可取扱要領」という。）に係る<u>特別一般包括輸出許可</u>若しくは<u>特別一般包括役務取引許可</u>又は一般包括輸出許可若しくは一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。                ② 申請者本人（法人の場合は、代表権を有する者に限る。以下、8及び<u>15</u>において同じ。）は、専用電子計算機に備えられた</p>

ファイルから入手した一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請様式又は一般包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

③～④（略）

（削除）

（削除）

⑤ 申請者本人は、一般包括許可の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ)～(ロ)（略）

⑥ ⑤(ロ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑦ 申請者本人は、一般包括許可の電子申請が受理されてから専用電子計算機に一般包括許可情報が記録されるまでに申請内容の修正を行う場合は、当該電子申請の受付窓口からの補正依頼を受けた上で、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一般包括許可申請情報について、申請項目通達に規定する申請項目のうち補正可能な項目を、当該項目の属性及び文字数に従って修正し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(2) 特別一般包括許可の電子申請

① 包括許可取扱要領に係る特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可（以下「特別一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

② 申請者本人は、専用電子計算機に備えられたファイルから入

ファイルから入手した特別一般包括輸出許可申請様式若しくは特別一般包括役務取引許可申請様式又は一般包括輸出許可申請様式若しくは一般包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

③～④（略）

⑤ 特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可の電子申請にあたっては、包括許可取扱要領 I 5 (5) (ハ)から(ニ)までに規定する書類を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

⑥ ⑤の書類及び原本証明書を提出する場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口<sup>⑦</sup>に郵送又は提出するものとする。

⑦ 申請者本人は、一般包括許可の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ)～(ロ)（略）

⑧ ⑥及び⑦(ロ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ 申請者本人は、一般包括許可の電子申請が受理されてから専用電子計算機に一般包括許可情報が記録されるまでに申請内容の修正を行う場合は、当該電子申請の受付窓口からの補正依頼を受けた上で、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一般包括許可申請情報について、申請項目通達に規定する申請項目のうち補正可能な項目を、当該項目の属性及び文字数に従って修正し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（新規）

手した特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請様式又は特別一般包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「－（半角ハイフン）」を入力するものとする。

④ 申請者本人は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

⑤ 特別一般包括許可の電子申請にあたっては、包括許可取扱要領Ⅱ 5 (ハ)から(ニ)までに規定する書類を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

⑥ ⑤の書類及び原本証明書を提出する場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。

⑦ 申請者本人は、特別一般包括許可の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ロ) 整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。

⑧ ⑥及び⑦(ロ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ 申請者本人は、特別一般包括許可の電子申請が受理されてから専用電子計算機に特別一般包括許可情報が記録されるまでに申請内容の修正を行う場合は、当該電子申請の受付窓口からの補正依頼を受けた上で、専用電子計算機に備えられたファイル

から入手した特別一般包括許可申請情報について、申請項目通達に規定する申請項目のうち補正可能な項目を、当該項目の属性及び文字数に従って修正し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(3) 特定包括許可の電子申請

① (略)

② 申請者本人は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

③～④ (略)

⑤ 特定包括許可の電子申請にあたっては、包括許可取扱要領Ⅲ 5 (4) (ハ)から(ト)までに規定する書類を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

⑥～⑨ (略)

(4) 電子包括許可情報の変更の申請

① 電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された包括許可情報(以下「包括原許可情報」という。)と申請者名又は申請者の住所に異同が生じた場合は、包括許可取扱要領Ⅰ 7、Ⅱ 8又はⅢ 8に定めるところに準ずるものとする。

② 申請者本人は、包括原許可情報の内容の変更の申請(以下「電子包括許可情報の変更申請」という。)をしようとするときは、包括原許可情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る変更可能な項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。当該変更の電子申請の取扱いは、一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可の申請の種類に応じ(1)、(2)又は(3)に規定するところに準ずるものとする。ただし、17(2)の規定により交付された特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証、特定包括輸出許可証又は特定包括輸出・役務取引許可証(以下「分割許可証」という。)を

(2) 特定包括許可の電子申請

① (略)

② 申請者本人は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した特定包括輸出許可申請様式又は特定包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

③～④ (略)

⑤ 特定包括許可の電子申請にあたっては、包括許可取扱要領Ⅱ 5 (4) (ハ)から(ト)までに規定する書類を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

⑥～⑨ (略)

(3) 電子包括許可情報の変更の申請

① 電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された包括許可情報(以下「包括原許可情報」という。)と申請者名又は申請者の住所に異同が生じた場合は、包括許可取扱要領Ⅰ 2(7)若しくは3(6)又はⅡ 8に定めるところに準ずるものとする。

② 申請者本人は、包括原許可情報の内容の変更の申請(以下「電子包括許可情報の変更申請」という。)をしようとするときは、包括原許可情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る変更可能な項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。当該変更の電子申請の取扱いは、一般包括許可又は特定包括許可の申請の種類に応じ(1)又は(2)に規定するところに準ずるものとする。ただし、15(2)の規定により交付された一般包括許可証又は特定包括許可証(以下「分割許可証」という。)を有する場合にあつては分割許可証の写しを当該電子申請の受付窓口に提出若しくは分割許可証に記載された情報

有する場合にあっては分割許可証の写しを当該電子申請の受付窓口へ提出若しくは分割許可証に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

③ ①により変更された特別一般包括許可又は特定包括許可を受けるときは、分割許可証を返還しなければならない。ただし、分割許可証の交付を受けていない場合にあっては、この限りでない。

(5) 電子包括許可情報の更新の申請

申請者本人は、包括許可情報の更新申請をしようとするときは、包括原許可情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る更新可能な項目のうち更新が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可の更新の電子申請の取扱いは、当該申請の種類に応じ(1)、(2)又は(3)に規定するところに準ずるものとする。ただし、既に交付された当該更新の電子申請に係る特別一般包括許可証又は特定包括許可証(以下「原包括許可証」という。)を有している場合にあっては当該原包括許可証の写しを当該更新の電子申請の受付窓口へ提出若しくは原包括許可証に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(6) 特別一般包括許可又は特定包括許可の取消

特別一般包括許可又は特定包括許可を取り消された者であって17(2)の規定による分割許可証を有している者は、包括許可取扱要領II 1 2 (1)又はIII 1 1の定めに従い当該分割許可証を返還しなければならない。

9 継続取引一括輸出承認に係る電子申請の手続

(1) 継続取引一括輸出承認の電子申請

① (略)

② 申請者本人(法人の場合は、代表権を有する者に限る。以下、9及び17において同じ。)は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一括輸出承認申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

③～⑨ (略)

(2)～(3) (略)

を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

③ ①により変更された一般包括許可又は特定包括許可を受けるときは、分割許可証を返還しなければならない。ただし、分割許可証の交付を受けていない場合にあっては、この限りでない。

(4) 電子包括許可情報の更新の申請

申請者本人は、包括許可情報の更新申請をしようとするときは、包括原許可情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る更新可能な項目のうち更新が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。一般包括許可又は特定包括許可の更新の電子申請の取扱いは、当該申請の種類に応じ(1)又は(2)に規定するところに準ずるものとする。ただし、既に交付された当該更新の電子申請に係る一般包括許可証又は特定包括許可証(以下「原包括許可証」という。)を有している場合にあっては当該原包括許可証の写しを当該更新の電子申請の受付窓口へ提出若しくは原包括許可証に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(5) 一般包括許可又は特定包括許可の取消

一般包括許可又は特定包括許可を取り消された者であって15(2)の規定による分割許可証を有している者は、包括許可取扱要領I 7又はII 1 1の定めに従い当該分割許可証を返還しなければならない。

9 継続取引一括輸出承認に係る電子申請の手続

(1) 継続取引一括輸出承認の電子申請

① (略)

② 申請者本人(法人の場合は、代表権を有する者に限る。以下、9及び15において同じ。)は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一括輸出承認申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

③～⑨ (略)

(2)～(3) (略)

10 輸出許可条件又は役務取引許可条件の履行報告

(新規)

- (1) 履行報告に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
- (2) 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した履行報告申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須報告項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の文字数を超える場合には、当該文字数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。
- (3) (2)に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」を入力するものとする。
- (4) 申請者本人又は代理者は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- (5) 申請者本人又は代理者は、履行報告の電子申請が受理されてから専用電子計算機に履行報告情報が記録されるまでに報告内容の修正を行う場合は、当該項目の属性及び文字数に従って修正し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

11 再輸出・再販売等に関する事前同意相談

(新規)

- (1) 事前同意相談に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
- (2) 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した事前同意相談申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須報告項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の文字数を超える場合には、当該文字数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、す

すべての情報を入力しなければならない。

(3) (2)に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「-（半角ハイフン）」（国コードの欄には「00」）を入力するものとする。

(4) 申請者本人又は代理者は、必要に応じ、申請項目通達に規定する申請項目のうち任意申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(5) 申請者本人又は代理者は、事前同意相談の電子申請が受理されてから専用電子計算機に事前同意相談情報が記録されるまでに相談内容の修正を行う場合は、当該電子申請の受付窓口から補正依頼を受けた上で、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した事前同意相談情報について、申請項目通達に規定する申請項目のうち補正可能な項目を、当該項目の属性及び文字数に従って修正し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

#### 12 電子申請の取下げ申請手続

(1)～(3) (略)

#### 13 経済産業大臣の許可等手続

(1) 経済産業大臣は5から9までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報又は電子包括許可情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、14(1) ②若しくは③、14(2) ②若しくは③、15(1) ②若しくは③、15(2) ②若しくは③又は16(1) ②若しくは③、17(1)②若しくは③、17(2)②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあつては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、8(1)に規定する一般包括許可及び9に規定する一括承認申請については、書面による一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証及び一般包括役務取引許可証並びに一括承認証の交付は行わない。

(2) (略)

#### 14 輸出許可証又は輸出承認証の交付等

(1) 輸出許可証又は輸出承認証の交付

#### 10 電子申請の取下げ申請手続

(1)～(3) (略)

#### 11 経済産業大臣の許可等手続

(1) 経済産業大臣は5から9までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報又は電子包括許可情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、12(1) ②若しくは③、12(2) ②若しくは③、13(1) ②若しくは③、13(2) ②若しくは③又は14(1) ②若しくは③、15(1)②若しくは③、15(2)②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあつては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、8に規定する一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可並びに9に規定する一括承認申請については、書面による一般包括輸出許可証及び一般包括役務取引許可証並びに一括承認証の交付は行わない。

(2) (略)

#### 12 輸出許可証又は輸出承認証の交付等

(1) 輸出許可証又は輸出承認証の交付

① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、5(1)、(2)、又は(3)のいずれかに規定する電子申請を許可又は承認したときは、申請者本人、代理者又は特定代理者の求めに応じ、輸出規則第1条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第3で定める輸出許可証又は同規則別表第4で定める輸出承認証（以下「輸出許可証等」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(2) 輸出許可証等の分割交付

① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人、代理者又は特定代理者の求めに応じ、(1)①の規定による輸出許可証等を分割して交付することができる。

②～⑦（略）

(3) 輸出許可証等の部分交付

① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人、代理者又は特定代理者の求めに応じ、許可又は承認した貨物の数量のうち一部について輸出許可証等を交付すること（以下「輸出許可証等の部分交付」という。）ができる。

②～⑤（略）

(4)～(5)（略）

15 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等

(1) 輸入承認証・輸入割当証明書の交付

① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6(1)又は(3)に規定する電子申請を承認又は割当てをしたときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、輸入規則第2条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第2で定める輸入承認証・輸入割当証明書（以下「輸入承認証・輸入割当証明書」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(2) 確認書の交付

① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6(2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、輸入公表三の7の(2)から(5)までに係る貨物の確認にあつては別紙様式第7による確認書を、輸入公表三の7の(6)、(7)及び(8)に係る貨物にあつては別紙様式第8による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(3)～(4)（略）

① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、5(1)、(2)、又は(3)のいずれかに規定する電子申請を許可又は承認したときは、申請者本人、代理者又は特定代理者の求めに応じ、輸出規則第1条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第3で定める輸出許可証又は同規則別表第4で定める輸出承認証（以下「輸出許可証等」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(2) 輸出許可証等の分割交付

① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人、代理者又は特定代理者の求めに応じ、(1)①の規定による輸出許可証等を分割して交付することができる。

②～⑦（略）

(3) 輸出許可証等の部分交付

① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人、代理者又は特定代理者の求めに応じ、許可又は承認した貨物の数量のうち一部について輸出許可証等を交付すること（以下「輸出許可証等の部分交付」という。）ができる。

②～⑤（略）

(4)～(5)（略）

13 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等

(1) 輸入承認証・輸入割当証明書の交付

① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6(1)又は(3)に規定する電子申請を承認又は割当てをしたときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、輸入規則第2条の2第5項の規定に基づき、同規則別表第2で定める輸入承認証・輸入割当証明書（以下「輸入承認証・輸入割当証明書」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(2) 確認書の交付

① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6(2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、輸入公表三の7の(2)から(5)までに係る貨物の確認にあつては別紙様式第7による確認書を、輸入公表三の7の(6)、(7)及び(8)に係る貨物にあつては別紙様式第8による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(3)～(4)（略）



## 16 役務取引許可証の交付

### (1) 役務取引許可証の交付

① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、7(1)又は(2)に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、貿易外省令第1条の2第5項又は第2条の2第4項の規定に基づき、同省令別紙様式第6の2で定める役務取引許可証（以下「役務取引許可証」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(2)～(3)（略）

## 17 特別一般包括許可証等の交付等

### (1) 特別一般包括許可証等の交付

① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、8(2)又は(3)に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人の求めに応じ、別紙様式第1による特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証、別紙様式第3による特別一般包括役務取引許可証、別紙様式第5による特定包括輸出許可証、別紙様式第5の2による特定包括輸出・役務取引許可証又は別紙様式第6による特定包括役務取引許可証（以下「特別一般包括許可証等」という。）を交付するものとする。

②（略）

③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による特別一般包括許可証等の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 申請者本人が記名押印又は署名し、8(2)から(5)までのいずれかに規定する電子申請において付与された整理番号、申請種別（特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請、特定包括輸出・役務取引許可申請、特別一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）及び交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由）を提出する。

(ロ)（略）

④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による特別一般包括許可証等の交付を希望するときは、申請者本人が記名押印

## 14 役務取引許可証の交付

### (1) 役務取引許可証の交付

① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、7(1)又は(2)に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、貿易外省令第1条の2第5項又は第2条の2第4項の規定に基づき、同省令別紙様式第6の2で定める役務取引許可証（以下「役務取引許可証」という。）を交付するものとする。

②～⑤（略）

(2)～(3)（略）

## 15 特別一般包括許可証等の交付等

### (1) 特別一般包括許可証等の交付

① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、8(1)又は(2)に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人の求めに応じ、別紙様式第1による特別一般包括輸出許可証、別紙様式第3による特別一般包括役務取引許可証、別紙様式第5による特定包括輸出許可証又は別紙様式第6による特定包括役務取引許可証（以下「特別一般包括許可証等」という。）を交付するものとする。

②（略）

③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による特別一般包括許可証等の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 申請者本人が記名押印又は署名し、8(1)から(4)までのいずれかに規定する電子申請において付与された整理番号、申請種別（特別一般包括輸出許可申請、特別一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）及び交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由）を提出する。

(ロ)（略）

④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による特別一般包括許可証等の交付を希望するときは、申請者本人が記名押印

又は署名し、申請種別（特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請、特別一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括輸出・役務取引許可申請、特定包括役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、交付を希望する理由及び許可番号を記載した交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。

⑤（略）

(2) 包括輸出許可証の分割

① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人の求めに応じ、(1)①の規定による特別一般包括許可証等のうち、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証、特定包括輸出許可証又は特定包括輸出・役務取引許可証（以下「包括輸出許可証」という。）を分割して交付することができる。

②（略）

③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 申請者本人が記名押印又は署名し、8(2)又は(3)に規定する電子申請において付与された整理番号、申請種別（特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括輸出・役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、必要とする許可証の通数及び分割を希望する理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出する。

(ロ)（略）

④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別（特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括輸出・役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、必要とする許可の許可番号及び通数並びに分割をする理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。

⑤～⑦（略）

又は署名し、申請種別（特別一般包括輸出許可申請、特別一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、交付を希望する理由及び許可番号を記載した交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。

⑤（略）

(2) 包括輸出許可証の分割

① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人の求めに応じ、(1)①の規定による特別一般包括輸出許可証等のうち、特別一般包括輸出許可証又は特定包括輸出許可証（以下「包括輸出許可証」という。）を分割して交付することができる。

②（略）

③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 申請者本人が記名押印又は署名し、8(1)又は(2)に規定する電子申請において付与された整理番号、申請種別（特別一般包括輸出許可申請、特定包括輸出許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、必要とする許可証の通数及び分割を希望する理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出する。

(ロ)（略）

④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別（特別一般包括輸出許可申請、特定包括輸出許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、必要とする許可の許可番号及び通数並びに分割をする理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。

⑤～⑦（略）

(3)～(4) (略)

18 電子申請の対象外手続

以下の手続については、電子申請の対象外とする。

(1) (略)

(2) 輸出規則第2条の2の規定に基づく包括許可取扱要領IVによる特別返品等包括許可申請

(3) 輸出規則第2条の2の規定に基づく包括許可取扱要領Vによる特定子会社包括許可申請

(4)～(10) (略)

19 申請受付時間

(略)

20 受付窓口

(略)

別紙参考様式第1～別紙参考様式第2 (略)

(3)～(4) (略)

16 電子申請の対象外手続

以下の手続については、電子申請の対象外とする。

(1) (略)

(2) 輸出規則第2条の2の規定に基づく包括許可取扱要領IIIによる特別返品等包括許可申請

(3) 輸出規則第2条の2の規定に基づく包括許可取扱要領IVによる特定子会社包括許可申請

(4)～(10) (略)

17 申請受付時間

(略)

18 受付窓口

(略)

別紙参考様式第1～別紙参考様式第2 (略)

別紙様式第 1

概税法種	輸出貿易管理規則第 2 条の 2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証

輸出許可番号  
有効となる日  
有効期限

[ ]

条 件

経済産業大臣の記名押印  
日付  
資格  
記名押印

申 請 者  
名称  
住所  
郵便番号

申請年月日  
役職名  
氏名  
電話番号

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲  
包括許可取扱要領（平成17-02-23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のIIの4の（1）に掲げるもの

許可条件  
包括許可取扱要領（平成17-02-23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のIIの6の（1）に掲げる条件に従うこと。

別紙様式第 2（略）

別紙様式第 1

概税法種	輸出貿易管理規則第 2 条の 2
主務官庁	経 済 産 業 省

特 別 一 般 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号  
有効期限

条 件

経済産業大臣の記名押印  
日付  
資格  
記名押印

申 請 者  
名称  
住所  
郵便番号

申請年月日  
役職名  
氏名  
電話番号

一般包括輸出許可の範囲  
包括許可取扱要領（平成17年2月25日付平成17-02-23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のIの2の(3)①に掲げるもの

別紙様式第 2（略）

別紙様式第3

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別一般包括役務取引許可証

輸出許可番号  
有効となる日  
有効期限

[ ]

条 件

経済産業大臣の記名押印  
日付  
資格  
記名押印

申請者  
名称  
住所  
郵便番号

申請年月日  
役職名  
氏名  
電話番号

特別一般包括役務取引許可の範囲  
包括許可取扱要領（平成17-02-23貿易第1号輸出注意事項17第7号）のIIの4の(2)に掲げるもの

許可条件  
包括許可取扱要領（平成17-02-23貿易第1号輸出注意事項17第7号）のIIの6の(2)に掲げる条件に従うこと。

別紙様式第4（略）

別紙様式第3

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別一般包括役務取引許可証

許可番号  
有効期限

条 件  
包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17-02-23貿易第1号輸出注意事項17第7号）のIの2の(3)②に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印  
日付  
資格  
記名押印

申請者  
名称  
住所  
郵便番号

申請年月日  
役職名  
氏名  
電話番号

特別一般包括役務取引許可の範囲  
包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17-02-23貿易第1号輸出注意事項17第7号）のIの2の(3)②に掲げるもの

別紙様式第4（略）

別紙様式第5

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

特 定 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号  
有効となる日  
有効期限

[ ]

条 件

経済産業大臣の記名押印  
日付

資格  
記名押印

- 申請者  
名称  
住所  
郵便番号
- 申請年月日  
受職名  
氏名  
電話番号
- 取引の内容  
(1) 買主/取引の相手方  
住所  
(2) 荷受人  
住所  
(3) 需要者/利用する者  
(取引に係る技術の提供を受けて利用する者)  
住所  
(4) 仕向地/ 経由地 経由地  
提供地 経由地 経由地 その他  
(5) 特定包括輸出許可・特定包括後発取引許可に係る内容  
該当項番 表番号  
貨物番号  
省令番号  
発務取引の内容

許可条件

包括許可取扱要領（平成17-02-23貿易第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの6の（1）に掲げる条件に従うこと。

別紙様式第5

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

特 定 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号  
有効期限

条 件

経済産業大臣の記名押印  
日付

資格  
記名押印

- 申請者  
名称  
住所  
郵便番号
- 申請年月日  
役職名  
氏名  
電話番号
- 取引の内容  
(1) 買主  
住所  
(2) 荷受人  
住所  
(3) 需要者  
住所  
(4) 仕向地 経由地

(新規)

別紙様式第5の2

根拠法規	<u>輸出貿易管理規則第2条の2</u> <u>貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条</u>
主務官庁	<u>経 済 産 業 省</u>

特 定 包 括 輸 出 ・ 役 務 取 引 許 可 証

輸出許可番号  
有効となる日  
有効期限

[  
  
]

条 件

経済産業大臣の記名押印  
且位

資格  
記名押印

1. 申請者 申請年月日  
名称 受領者  
住所 氏名  
郵便番号 電話番号

2. 取引の概要

- (1) 買主／取引の相手方  
住所
- (2) 荷受人  
住所
- (3) 需要者／利用する者  
(取引に係る技術の提供を受けて利用する者)  
住所
- (4) 仕向地／ 経由地 経由地  
提供地 経由地 経由地 その他 経由地
- (5) 特定包括輸出品・特定包括役務取引許可に係る内容  
該当項番 表番号  
貨物番号  
省令番号  
役務取引の内容

許可条件  
包括許可取扱要領（平成17-02-23貿易第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの6の（1）に掲げる条件に従うこと。  
包括許可取扱要領（平成17-02-23貿易第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの6の（2）に掲げる条件に従うこと。

別紙様式第 8

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特 定 包 括 役 務 取 引 許 可 証

輸出許可番号  
有効となる日  
有効期限

[ ]

条 件

経済産業大臣の記名押印  
日付

資格  
記名押印

- 申請者  
名称  
住所  
郵便番号
- 申請年月日  
役職名  
氏名  
電話番号
- 取引の内容  
(1) 買主/取引の相手方  
住所  
(2) 荷受人  
住所  
(3) 派遣者/利用する者  
(取引に係る技術の提供を受けて利用する者)  
住所  
(4) 仕立地/  
運送地  
経由地  
経由地  
経由地  
その他  
(5) 特定包括輸出許可・特定包括役務取引許可に係る内容  
該当項目  
数量  
貨物重量  
省令番号  
役務取引の内容

許可条件  
包括許可取扱要領（平成17-02-23貿易第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの6の(2)に掲げる条件に従うこと。

別紙様式第 7 ～別紙様式第 8 (略)

別紙様式第 8

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特 定 包 括 役 務 取 引 許 可 証

許可番号

有効期限

条 件

経済産業大臣の記名押印  
日付

資格  
記名押印

- 申請者  
名称  
住所  
郵便番号
- 申請年月日  
役職名  
氏名  
電話番号
- 取引の内容  
(1) 取引の相手方  
住所  
(2) 利用する者（取引に係る技術の提供を受けて利用する者）  
住所  
(3) 特定包括役務取引許可に係る役務取引の内容  
役務取引の内容  
該当項目  
数量为※1  
数量单位为※2  
数量单位为※2

※1 外貨為替金  
※2 輸出入貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

別紙様式第 7 ～別紙様式第 8 (略)